日時:令和4年6月15日(水)午後4時~

場所:市役所 第2庁舎5階 501・502・503会議室

1.	開会	
2.	委嘱書の交付	机上にて配布
3.	自己紹介	各委員自己紹介、事務局紹介
		○出席委員
		・古賀市いじめ防止推進委員会委員(5名うち欠席者0名)
		伊藤委員、南正覚委員、安松委員、原委員、田中委員
		・古賀市いじめ問題対策連絡協議会委員(14名うち欠席者0名、代理出
		席2名)
		徳永委員(代理出席)、後藤委員、山﨑委員(代理出席)、堺委員、
		大住委員、緒方委員、板山委員、西田委員、園委員、砥上委員、河野委員
		今橋委員、早川委員、柴田委員
		○事務局
		長谷川教育長、横田教育部長
		(学校教育課)島居課長、江口指導主事、植木指導係長、松本主事
4.	委員長・副委員長	立候補無し
	の選出	事務局の推薦により、委員長に伊藤委員、副委員長に南正覚委員を選出
5.	会議の公開及び議	(1)「古賀市情報公開条例(抄)」及び「古賀市情報公開条例施行規則
	事録の取扱い	(抄)」
		事務局:資料3に基づき説明
		(2)
		東郊日・次州4)は甘べる苦田
		事務局:資料4に基づき説明
	十加士、いる歴す	両方可決。傍聴者なし。
6.	古賀市いじめ防止	事務局:資料 5 「古賀市いじめ防止基本方針[概要版]」及び「古賀市いじ
	基本方針(改定)	め防止基本方針」に基づき説明 委員からの質問なし
7.	古賀市の現在の状	事務局:資料6「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形
\	況と取組について	成及び新年度に向けた取組について(通知)、
	元と共和立にライ・こ	資料 7 「古賀市におけるいじめ問題の状況と取組」に基づき説明
		<委員からの質問事項>
		・いじめの認知について、同一の被害児童生徒が年度間に複数回被害をう
		けても、認知件数は1件となるのか。

- → (事務局回答) 1件となる。
- ・いじめられた児童生徒の相談の状況について、どのように計上している のか。複数人に相談した場合、最初に相談した人物のみ計上しているの か。
- → (事務局回答)複数回答となっている。
- ・いじめられた児童生徒への特別な対応について、「緊急避難として欠席させた」というのは、学校側から児童生徒及び保護者に欠席するように促すことを指すのか。
- → (委員意見)被害児童生徒や保護者が欠席の連絡をした場合、学校が許容したという意味で計上する場合がある。
- ・令和2年度からいじめの認知件数が増えているが、新型コロナウイルス によっていじめの態様が変化して認知件数が増加しているのか。
- → (事務局回答) 令和元年度は3月から臨時休校となり例年3月ごろに計上される件数が無かったため、令和元年度は認知件数が少なくなっている。いじめの態様については、新型コロナウイルスに関係なく例年、冷やかしやからかい等が多い状況となっている。
- ・いじめの現在の状況について解消に向けて取組中の件数が多く見受けられるが、苦慮していることがあれば共有をお願いしたい。
- → (事務局回答) 今回の資料は3月末日時点の資料となっている。いじめの解消の判断はいじめを認知してから見守り期間である3ヶ月が経過してから判断されるため、1月以降に認知されたいじめについては3月末日時点では解消と判断ができない。
- ・1月以降に認知されたいじめの解消については、次年度に解消の件数として計上されるのか。
- → (事務局回答) 調査上では計上されない。同一被害者が次年度に被害を 受けた場合、新規として計上される。

8. その他

事務局:報酬の支払いについて説明

会議終了